

第137期

定時株主総会招集ご通知

開催日時／2022年3月29日(火曜日) 午前10時

開催場所／千葉縣市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店

決議事項／第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

つぎの「うれしい!」へ。

KeiYO GAS

(証券コード 9539)



目次

■ 株主の皆さまへ	1
■ 第137期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役8名選任の件	9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	15
添付書類	
■ 事業報告	16
■ 計算書類	35
■ 連結計算書類	38
■ 監査報告書	41
ご参考	
■ トピックス	48
■ 株主さまへのご案内	52

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第137期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期の売上高につきましては、お客さま設備の稼働が前年同期と比べて改善したことなどにより、増収となりました。一方、経常利益および当期純利益につきましては、ガス原料価格上昇の影響で原材料費が増加したことや、電力小売事業における購入電力料が卸電力取引市場の価格高騰の影響で増加したことなどにより営業費用が増加した結果、減益となりました。

期末配当につきましては、継続的な安定配当の実施という基本方針のもと、普通配当を1株につき27.5円とし、また、京葉ガスのでんきのお客さま契約件数が10万件に到達いたしましたことから、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表すため、1株につき5円の記念配当を実施し、あわせて1株につき32.5円とさせていただきたいと存じます。

世界的な脱炭素社会の流れを受け、日本国内においても、その取り組みが加速しエネルギーの在り方が大きく変わろうとしています。そのようななか、当社は、「長期経営ビジョン2030」「中期経営計画2022-2024」を策定し、「お客さまの期待を超える存在となる」を実現するために「低炭素・脱炭素社会への貢献」「総合生活産業事業者への進化」「安全・安心の取り組みの強化」「経営基盤の強化」の4つの重点施策に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

羽生 弘

(証券コード：9539)
2022年3月9日

株 主 各 位

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
京 葉 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 羽 生 弘

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、後記4頁から5頁までに記載のとおり、書面またはインターネット等にて議決権を行使することができます。お手数ながら後記6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年3月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店

3. 目的事項

報告事項

- 第137期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第137期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| | 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。なお、監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した個別注記表および連結注記表を含んでおります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://www.keiyogas.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

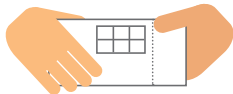
株主総会にご出席いただける方

会場受付にご提出



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙を
ご持参ください

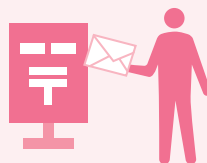


株主総会開催日時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時

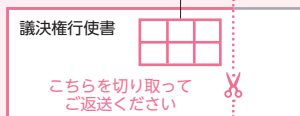
株主総会にご出席いただけない方

書面（郵送）による ご提出



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

議案に対する賛否を
ご記入ください



行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等で ご入力



当社指定の議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、画面の案内に従い、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳細は次頁をご覧ください ▶

行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後5時入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト ▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限

2022年3月28日(月曜日) 午後5時入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください(「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力は不要です)。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 「スマート行使」による議決権行使は1回のみ可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへアクセスできます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」にてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

システム等に関する
お問合せ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

ご利用時間 午前9時～午後9時(年末年始を除く)

⚠️ ご注意事項

- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

機関投資家の
皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます)は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ガス事業を中心とする公共性の高い業種であることから、企業収益の配分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定配当の維持継続を基本方針としております。

この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき27.5円とし、また、2021年6月に京葉ガスのでんきのお客さま契約件数が10万件に到達いたしましたことから、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表するため、1株につき5円の記念配当を実施し、あわせて1株につき32.5円といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金32.5円 総額354,031,308円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="399 240 505 269"><新設></p> <p data-bbox="399 621 505 650"><新設></p>	<p data-bbox="774 240 993 269">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="774 270 1339 393"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="839 399 1339 589"><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="774 621 848 650">(附則)</p> <p data-bbox="774 656 1339 938"><u>第 1 条 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="822 945 1339 1067"><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="822 1073 1339 1195"><u>③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の上程にあたっては、手続の公平性・透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	候補者属性
1	菊池 節	代表取締役会長	再任
2	羽生 弘	代表取締役社長 社長執行役員 社務全般、企画部・事業開発室・内部統制室管掌	再任
3	江口 孝	取締役 常務執行役員 情報システム部・経理部・資材部管掌	再任
4	船木 隆志	取締役 常務執行役員 供給本部長	再任
5	古市 聖一	取締役 常務執行役員 営業本部長、営業企画部長	再任
6	前川 渡	社外取締役	再任 社外 独立
7	森 隆男	社外取締役	再任 社外 独立
8	久能 剛一	執行役員 企画部長	新任

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	きく ち みさお 菊池 節 1950年4月9日 再任	1976年11月 株式会社南悠商社監査役 1977年1月 高萩炭礦株式会社監査役 1997年1月 同社取締役副社長 2003年1月 株式会社南悠商社代表取締役副社長 2003年3月 当社取締役 2014年6月 パウダーテック株式会社代表取締役副会長 2016年6月 同社代表取締役会長（現任） 2016年8月 当社代表取締役副社長 2016年9月 株式会社南悠商社代表取締役社長（現任） 2016年10月 当社代表取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 株式会社南悠商社代表取締役社長 パウダーテック株式会社代表取締役会長 公益財団法人菊池美術財団理事長	124,442株
【取締役候補者とした理由】 他社において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験を有し、2003年3月から当社取締役として、また、2016年10月から当社代表取締役会長として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	は ぶ ひろし 羽生 弘 1956年3月31日 再任	1979年4月 当社入社 2003年4月 当社企画部長 2007年3月 当社取締役 企画部長 2011年3月 当社常務取締役 供給本部長 2017年3月 当社代表取締役社長 2019年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員 社務全般、企画部・内部統制室管掌 2020年9月 当社代表取締役社長 社長執行役員 社務全般、企画部・事業開発室・内部統制室管掌 （現任）	11,700株
【取締役候補者とした理由】 主に企画部門・供給部門において豊富な業務経験を有し、2007年3月から当社取締役として、また、2017年3月から当社代表取締役社長として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	え ぐち たかし 江 口 孝 1961年3月6日 再任	1983年4月 当社入社 2010年4月 当社経理部長 2013年3月 当社取締役 経理部長 2015年3月 当社常務取締役 2019年3月 当社取締役 常務執行役員 情報システム部・経理部・資材部管掌（現任）	9,249株
	【取締役候補者とした理由】 主に経理部門において豊富な業務経験を有し、2013年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	ふな き たかし 船木 隆志 1963年5月21日 再任	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社技術研修センター部長 2013年4月 当社企画部長 2017年3月 当社取締役 企画部長 2019年3月 当社取締役 常務執行役員 供給本部長、技術研修センター管掌 2020年7月 当社取締役 常務執行役員 供給本部長（現任）	3,100株
	【取締役候補者とした理由】 主に企画部門・供給部門において豊富な業務経験を有し、2017年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	ふる いち せい いち 古市 聖一 1964年9月10日 再任	1987年4月 当社入社 2015年4月 当社広報部長 2015年7月 株式会社アクセス専務取締役（出向） 2016年8月 同社代表取締役社長（出向） 2017年3月 当社取締役 営業本部長補佐、 営業企画部長 2019年3月 当社取締役 執行役員 営業本部長補佐、営業企画部長 2020年3月 当社取締役 執行役員 営業本部長、営業企画部長 2021年3月 当社取締役 常務執行役員 営業本部長、営業企画部長（現任）	2,800株
	【取締役候補者とした理由】 主に営業部門における豊富な業務経験や、当社グループ会社における企業経営の経験を有し、2017年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	まえ かわ わたる 前川 渡 1950年2月10日 再任 社外 独立	1980年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1998年1月 前川法律事務所開設 所長 2003年5月 株式会社ポイント（現、株式会社アダストリア） 社外監査役 2004年4月 第一東京弁護士会副会長 2015年3月 当社取締役（現任） 2020年4月 前川・伊藤法律事務所開設 所長（現任） 重要な兼職の状況 前川・伊藤法律事務所所長	2,000株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 弁護士として主に法律分野における豊富な経験と高い見識に基づき、独立性の高い立場から、経営全般にわたる助言や提言等を受けることを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	もり たか お 森 隆 男 1958年9月25日 再任 社外 独立	1991年 3月 公認会計士登録 2001年 7月 公認会計士森隆男事務所開設 所長（現任） 2003年 5月 税理士登録 2013年 9月 青南監査法人社員 2015年 6月 株式会社アイセイ薬局社外取締役 2016年 3月 当社取締役（現任） 2018年 1月 青南監査法人代表社員（現任） 2021年 6月 パウダーテック株式会社社外取締役（現任） 重要な兼職の状況 公認会計士森隆男事務所所長 青南監査法人代表社員 パウダーテック株式会社社外取締役	1,600株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 公認会計士および税理士として主に会計分野における豊富な経験と高い見識に基づき、独立性の高い立場から、経営全般にわたる助言や提言等を受けることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
8	く のう こう いち 久能 剛一 1967年3月10日 新任	1989年 4月 当社入社 2017年 3月 当社お客さまサービス部長 2020年 3月 当社執行役員 お客さまサービス部長 2021年 3月 当社執行役員 企画部長兼お客さまサービス部長 2021年 4月 当社執行役員 企画部長（現任）	400株
	【取締役候補者とした理由】 主に営業部門・企画部門において豊富な業務経験を有し、2020年3月から当社執行役員として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当社は、菊池節氏が代表となっている各法人と取引関係があります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、前川渡氏の所属する法律事務所と当社との間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
3. 前川渡、森隆男の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 前川渡氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって7年、森隆男氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（4. ⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。取締役候補者の選任がご承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、前川渡、森隆男の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。両氏の再任がご承認された場合、当社は両氏との間で上記の契約を継続する予定であります。
7. 議案が承認可決された場合の当社取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。*1

氏名	スキル	企業経営 組織運営	財務 会計	法務 内部統制 コンプライアンス	営業 マーケティング	環境 サステナビリティ	エネルギー事業	DX ^{*2} R&D ^{*3}
菊池 節		●	●	●			●	
羽生 弘		●		●		●	●	
江口 孝		●	●					●
船木 隆志		●					●	●
古市 聖一		●			●	●		
前川 渡		●		●				
森 隆男		●	●					
久能 剛一					●	●		●

*1 上記一覧表は、各人の有する全てのスキルを示すものではありません。

*2 DX (Digital Transformation : デジタル技術によるビジネスモデルの変革)

*3 R&D (Research and Development : 研究開発)

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年3月28日開催の第133期定時株主総会において選任されました坂東司朗氏の補欠監査役選任に係る決議の効力が、本定時株主総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の上程にあたっては、手続の公平性・透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
ばん とう し ろう 坂東 司朗 1947年7月20日	1973年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 1975年9月 坂東司朗法律事務所開設 所長 2004年3月 坂東総合法律事務所開設 所長（現任） 2018年3月 当社補欠監査役（現任） 重要な兼職の状況 坂東総合法律事務所所長	0株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 弁護士としての高い見識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただくため、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p>		

- (注) 1. 坂東司朗氏と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、坂東司朗氏の所属する法律事務所と当社の間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
2. 坂東司朗氏は補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（4. ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。坂東司朗氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 坂東司朗氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

以上

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の断続的な感染拡大が見られたものの、経済社会活動が正常に向かうなかで景気の持ち直しが期待されていましたが、新たな変異株への警戒が急激に高まりつつあり、引き続き感染症による内外経済への影響を注視する必要があります。

エネルギー業界におきましては、世界的な脱炭素社会の流れを受け、日本国内においても、その取り組みが加速しエネルギーの在り方が大きく変わろうとしております。また、冬期における電力需要の増加や世界的なLNGの逼迫が卸電力取引市場の価格高騰を引き起こし、事業領域の拡大を目指す当社にとって大きな課題となっております。

このような状況のなか、当社は職域接種などの新型コロナウイルス感染症対策を積極的に実施しながら、2019年からの3ヵ年を実施期間とする中期経営計画に定めた3年後のありたい姿「変革と挑戦によりお客さまの豊かで快適な暮らしを支える新しい価値を創造して提供し続けている」の実現に向け、諸施策に着実に取り組んでまいりました。

「豊かで快適な暮らしに貢献」として、より多くのお客さまにお得に電気をご利用いただくために「でんきの基本料金無料キャンペーン」や「宅配収納サービス付き電気料金プランの提供」を展開してまいりました。また、脱炭素社会の実現に向けて「カーボンニュートラル都市ガスの提供」「再生可能エネルギーファンドへの出資」を開始しております。

「安心・安全のたゆまぬ追求」として、ガスの製造から消費にかかわる重大事故件数ゼロの継続とともに、供給基盤の強靱化と地震防災対策の強化に資する設備投資などにより安定供給の確保と保安の高度化を進めてまいりました。

また、「選択と集中による経営基盤の強化」として、AIやRPAの活用など、ICT化の推進によるサービス価値と生産性の向上、コーポレートブランディング戦略やCX (Customer Experience : 顧客体験) 向上に資する施策の実行と高付加価値人材の育成などに取り組んでまいりました。

以下、これらをはじめとする事業活動による当期の成果につきまして、ご報告いたします。

ガ ス

当期末における取付ガスメーター数は、前期末に比べ11,568件、1.2%増加の968,837件となりました。

また、当期におけるガス販売量は、前期に比べ1.2%増加の695,489千 m^3 となりました。

ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用につきましては、気温が前期に比べ高めに推移した影響などにより、前期に比べ0.5%減少の308,842千 m^3 となりました。

また、業務用のガス販売量につきましては、お客さま設備の稼働が前年同期と比べて改善したことなどにより、前期に比べ2.7%増加の386,646千㎡となりました。

ガス事業の売上高につきましては、ガス販売量は増加したものの原料費調整制度による販売単価の下方調整などにより、前期に比べ0.7%減少の671億87百万円となりました。

電力

電力小売事業の売上高は、お客さま件数の増加などにより、前期に比べ20.5%増加の105億55百万円となりました。

受注工事

受注工事の売上高は、前期に比べ2.3%減少の31億70百万円となりました。

その他

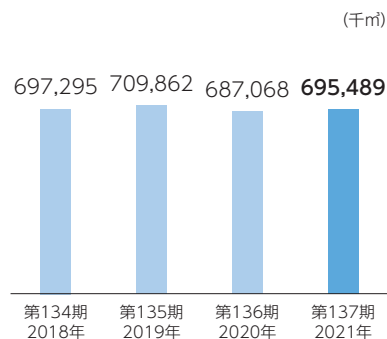
その他の事業の売上高は、前期に比べ6.0%減少の51億13百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高につきましては、前期に比べ1.0%増加の860億27百万円となりました。

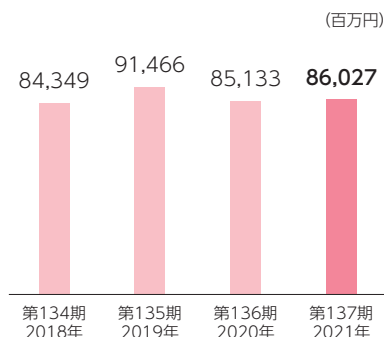
一方、費用につきましては、ガス原料価格上昇の影響で原材料費が増加したことや電力小売事業における購入電力料が卸電力取引市場の価格高騰の影響により増加したことなどにより、営業費用は前期に比べ6.7%増加となりました。

この結果、営業利益は前期に比べ82.2%減少の9億57百万円、経常利益は71.3%減少の17億55百万円、当期純利益は71.0%減少の12億81百万円となりました。

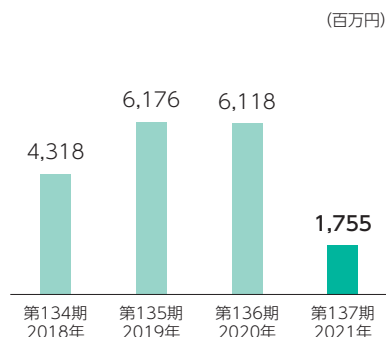
ガス販売量



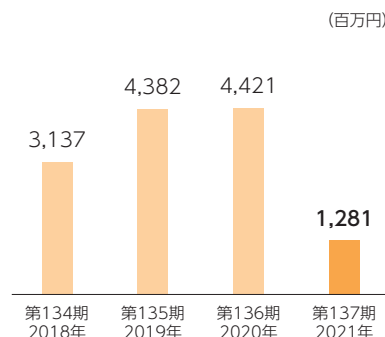
売上高



経常利益



当期純利益



② 設備投資等の状況

当期中における設備投資等の総額は、124億90百万円となりました。
その主な内容は、供給基盤の強靱化に向けた導管設備投資などです。

③ 資金調達の状況

長期借入金として80億円を借入れました。

また、社債につきましては、当社初となるグリーンボンドとして無担保社債10億円を発行いたしました。

④ 対処すべき課題

私たちエネルギー関連事業者は、お客さま獲得競争が激化するなかで、加速的に進む脱炭素化への対応をはじめ、お客さま・社会からの期待に迅速に対応することが求められています。一方で、経済活動に影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症については、共生への機運が高まりつつあるものの、変異株の出現とまん延により当面先が見とおせない状況が続くものと考えられます。

こうした状況のなか、当社は、「長期経営ビジョン2030」「中期経営計画2022-2024」を策定し、「お客さまの期待を超える存在となる」を実現するために「低炭素・脱炭素社会への貢献」「総合生活産業事業者への進化」「安全・安心の取り組みの強化」「経営基盤の強化」を四つの重点施策として取り組んでまいります。

一つ目の「低炭素・脱炭素社会への貢献」では、再生可能エネルギー電源の開発を進めるとともに、カーボンニュートラル都市ガスの供給拡大や天然ガスシフトなどにより自社事業活動およびお客さま先での二酸化炭素（CO₂）排出削減などに取り組めます。

二つ目の「総合生活産業事業者への進化」では、電力販売事業においてお客さまの獲得に努めていくとともに、お客さまにとっての“くらしのかかりつけ”を担うために、さまざまな商品・サービスの提供を通じて“エネルギー以外の期待値の醸成”を図ります。

三つ目の「安全・安心の取り組みの強化」では、保安・工事の高度化、首都直下地震や激甚化・多発化する自然災害へのレジリエンスの強化に向けて取り組めます。

四つ目の「経営基盤の強化」では、CX（Customer Experience：顧客体験）・DX（Digital Transformation：デジタル技術によるビジネスモデルの変革）を推進するとともに、「中高層都市型住宅を中心とした、うるおいある緑ゆたかな街づくり」をコンセプトとした市川工場跡地開

発や昨年オープンしたコミュニティスペース「KeiyoGAS Community Terrace (てらす)」などの京葉ガスの保有資産を活用し、さらなる地域活性化へ貢献します。

以上のようにオール京葉ガスが一体となり、今までよりさらに多くのお客さまへ新しい価値を提供できるよう、果敢に挑戦・まい進してまいります。

今般、東京証券取引所の上場市場の再編が実施されます。当社は、市場第二部からスタンダード市場へ移行いたしますが、改正会社法および改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応とあわせ、引き続き企業価値の向上とともにガバナンスの高度化に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 財産および損益の状況の推移

区 分	第134期 2018年	第135期 2019年	第136期 2020年	第137期 2021年
売 上 高 (百万円)	84,349	91,466	85,133	86,027
経 常 利 益 (百万円)	4,318	6,176	6,118	1,755
当 期 純 利 益 (百万円)	3,137	4,382	4,421	1,281
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	287.96	402.27	405.90	117.63
総 資 産 (百万円)	94,697	101,585	108,317	116,850
純 資 産 (百万円)	63,579	68,074	70,944	71,704

(注) 当社は、2018年7月1日付で当社普通株式について5株を1株とする株式併合を実施しており、2018年度（第134期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

⑥ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
京葉ガス不動産株式会社	90 <small>百万円</small>	100.0 %	不動産の賃貸・仲介
京葉ガスカスタマーサービス株式会社	30	100.0	ガスメーターの受託検針
京和ガス株式会社	80	50.6	都市ガスの供給および販売

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度における売上高は前期に比べ1.2%増加の897億11百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ64.8%減少の17億35百万円となりました。

7 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

都市ガスの製造、供給および販売
 ガス工事の施工
 ガス機器の販売
 電力の販売

8 主要な営業所および工場 (2021年12月31日現在)

本社所在地 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
 事務所所在地 千葉県市川市、船橋市、松戸市、柏市
 製造所所在地 千葉県千葉市中央区
 供給所所在地 千葉県松戸市、柏市、浦安市、白井市

9 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
770名 (前期末比増減 -34名)	43.9歳	20.3年

(注) 上記の従業員数は常勤の就業人員数であり、出向者および臨時従業員を含んでおりません。

10 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	71 億円
株式会社千葉興業銀行	40
株式会社みずほ銀行	40
みずほ信託銀行株式会社	28

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,893,271株 (自己株式41,729株を除く。)
- ③ 株主数 1,223名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社南悠商事	3,300 千株	30.29 %
株式会社ケイハイ	968	8.89
京葉住設株式会社	600	5.51
株式会社千葉興業銀行	540	4.96
京葉ガスエナジーソリューション株式会社	433	3.98
京葉ガスリキッド株式会社	348	3.20
損害保険ジャパン株式会社	320	2.94
光通信株式会社	310	2.85
京葉都市開発株式会社	245	2.25
京葉ガス情報システム株式会社	223	2.05

(注) 持株比率は自己株式 (41,729株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊池 節	株式会社南悠商社代表取締役社長、パウダーテック株式会社代表取締役会長、公益財団法人菊池美術財団理事長
代表取締役社長 社長執行役員	羽生 弘	社務全般、企画部・事業開発室・内部統制室管掌
取締役 常務執行役員	山浦 信介	総務部・人事部・エリア開発部管掌
取締役 常務執行役員	江口 孝	情報システム部・経理部・資材部管掌
取締役 常務執行役員	舩木 隆志	供給本部長
取締役 常務執行役員	古市 聖一	営業本部長、営業企画部長
取締役 執行役員	大石 昇	副営業本部長、法人営業部長
取締役 (社外取締役)	前川 渡	前川・伊藤法律事務所所長
取締役 (社外取締役)	森 隆男	公認会計士森隆男事務所所長、青南監査法人代表社員、パウダーテック株式会社社外取締役
常勤監査役	小井澤 和明	
常勤監査役	丸山 京治	
監査役 (社外監査役)	加賀見 俊夫	株式会社オリエントランド代表取締役会長 (兼) CEO、株式会社ミリアルリゾートホテルズ取締役相談役、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役
監査役 (社外監査役)	青柳 俊一	株式会社千葉興業銀行代表取締役会長

- (注) 1. 監査役青柳俊一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役前川渡、取締役森隆男、監査役加賀見俊夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 上記以外に当事業年度中に在任した取締役は次のとおりであります。
- 取締役 安田 明洋 2021年3月26日退任 (任期満了)

4. 当社は経営の意思決定の迅速化、業務遂行に対する監督機能の強化および責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。2021年12月31日現在の体制は次のとおりであります。

社長執行役員	羽 生 弘	社務全般、企画部・事業開発室・内部統制室管掌
常務執行役員	山 浦 信 介	総務部・人事部・エリア開発部管掌
常務執行役員	江 口 孝	情報システム部・経理部・資材部管掌
常務執行役員	船 木 隆 志	供給本部長
常務執行役員	古 市 聖 一	営業本部長、営業企画部長
執行役員	大 石 昇	副営業本部長、法人営業部長
執行役員	江 口 仁	京葉ガスカスタマーサービス株式会社代表取締役社長
執行役員	上 野 洋 介	経理部長
執行役員	久 能 剛 一	企画部長
執行役員	石 井 俊 博	人事部長
執行役員	三 浦 一 棋	総務部長
執行役員	時 岡 宏 行	情報システム部長
執行役員	内 海 年 雄	供給企画部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社ならびに当社の会社役員、執行役員、会計監査人、退任役員および役員相続人であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約により被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補いたします。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については填補されないなど、一定の免責事由を定めております。

4 取締役および監査役の報酬等

① 役員個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、役員個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、同年12月28日開催の取締役会にて以下のとおり当該方針の改定を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

ア. 基本方針

当社の役員報酬は、持続的な成長と企業価値向上に資する体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

取締役・監査役の報酬は、固定報酬である月額報酬を基本報酬とし、執行役員を兼務する取締役の報酬については、一部を業績連動報酬とする。

イ. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の報酬とし、役位、職責に応じて、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ウ. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、金銭による月例の報酬とし、単年度の業績結果を明確に反映させる観点から、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする。

エ. 報酬毎の割合に関する方針

執行役員を兼務する取締役の業績連動報酬の割合は、報酬総額（使用人兼務取締役の場合は、使用人としての報酬を含む）の20%程度とする。

オ. 報酬等の決定に関する方針

役員報酬は、客観性・透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を踏まえ、株主総会で承認された報酬金額の範囲内において、取締役についてはその職位に応じた報酬額を取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定する。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、また、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2019年3月27日開催の第134期定時株主総会において、取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち、社外取締役分は月額100万円以内）、監査役の報酬額を月額400万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は4名であります。

③ 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	201	165	35	8
監査役（社外監査役を除く）	29	29	-	2
社 外 取 締 役	6	6	-	2
社 外 監 査 役	6	6	-	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬は、単年度の業績結果を明確に反映させる観点から親会社株主に帰属する当期純利益を指標としており、当事業年度における業績連動報酬の算定に使用したその実績は49億7百万円（第135期）および49億26百万円（第136期）であります。なお、業績連動報酬部分は役職位別の基準報酬額に親会社株主に帰属する当期純利益を指標とした係数を乗じることで算定しております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年3月27日開催の第134期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として4百万円（取締役1名に対し4百万円）を支払っております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれておりません。

また、当社は2019年3月27日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

5 社外役員に関する事項

① 取締役 前川 渡

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、前川・伊藤法律事務所へ法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会11回中11回に出席し、必要に応じ、弁護士としての経験や見識に基づいた発言を行うなど、当社の経営に対する助言、監督などの適切な役割を果たしております。

また、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の委員として、当期に開催された委員会3回中3回に出席し、中立かつ客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 取締役 森 隆 男

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、パウダーテック株式会社への都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会11回中11回に出席し、必要に応じ、公認会計士および税理士としての経験や見識に基づいた発言を行うなど、当社の経営に対する助言、監督などの適切な役割を果たしております。

また、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の委員として、当期に開催された委員会3回中3回に出席し、中立かつ客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

③ 監査役 加賀見 俊 夫

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社オリエンタルランドおよび株式会社ミリアルリゾートホテルズへの都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会11回中11回、監査役会4回中4回に出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

④ 監査役 青 柳 俊 一

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社千葉興業銀行から資金の借入れ等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会11回中11回、監査役会4回中4回に出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

- す。
- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東邦監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	24	0
連結子会社	-	0
計	24	0

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、取締役から算定根拠の説明を受けたほか、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるガス事業会計規則による旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の証明業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備にかかわる当社取締役会決議の内容は次の通りであります。

[取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制]

- (1) 代表取締役は、法令、定款および社会倫理に合致した企業倫理を遵守した事業活動が企業の存続・発展のために不可欠であることを自らが常に念頭に置いて業務を執行するとともに、全ての取締役・従業員に対してその重要性について継続的に周知徹底を図る。
- (2) 取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- (3) 代表取締役および取締役は、「企業行動基準」を遵守した職務の執行がコンプライアンス確立のための基盤となるとの認識に基づき、自らこれを率先垂範し、また、従業員がこれを継続的に実践するための体制として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確保のための重要な方針ならびに諸施策の実施に関する事項等の審議や報告を行い、施策を定期的を実施する。
- (4) 法令等を遵守した職務の執行をサポートするための部署を設置するとともに、コンプライアンス上の問題について社内または外部の内部通報窓口に通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、取締役および従業員のコンプライアンス違反を未然に防止する。
- (5) 社長直轄の内部監査部署が法令等の遵守状況、職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- (6) 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動の障害となる活動を行う反社会的勢力から違法または不当な要求があった場合は、毅然とした態度で一切これを排除する。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制]

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款および社内規程に基づき、確実かつ適正に記録し、総務部長の責任の下、これらを保存および管理する。
- (2) 前項の記録は、取締役および監査役は常時閲覧できるものとし、そのために適切な方法により保存および管理を行う。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- (1) 当社の事業活動において生じる可能性のある様々なリスクに適切に対応するため、経営計画の策定にあたってこれらを総合的に評価し、各リスクに係る施策を決定し、遂行する。
- (2) 当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、その発生を防止し、または、発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、社長、役付執行役員または各本部長を担当する執行役員を最高責任者とする管理体制を構築し、必要な施策を講じる。また、その他のリスクについては、それぞれについて規程・マニュアル等を整備し、また、必要な施策を講じることにより、これを管理する。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- (1) お客さま視点を根幹とした「経営理念」が当社の経営の拠り所であり、全ての業務遂行にあたって最も重要な判断指針であることを全ての取締役および従業員に浸透させることにより、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- (2) 原則として毎月1回、取締役会を開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項および会社法で定められた事項について審議および報告を行うことにより、取締役の効率的かつ適法な職務の執行を確保する。
- (3) 原則として毎週1回、執行役員会を常勤監査役も出席のもとで開催し、主要な業務執行にかかわる協議・報告を行うことにより、効率的かつ適切な業務執行が行われることを確保する。
- (4) 継続的な成長を遂げるための戦略および目標を定めた「中期経営計画」を策定し、また、これを確実に達成するために必要となる施策を盛り込んだ「年次計画」を策定することにより、具体的な職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5) 日常の業務執行については、社内規程により、その権限を適正に配分し、また、そのルールを遵守した処理を行うことにより、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保する。

[当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- (1) 子会社については、自主性を尊重した経営を行わせる一方、役員として当社の役員または従業員を派遣することなどを通じて子会社の取締役の職務執行を監視・監督することにより、子会社における業務の適正を確保する。

- (2) 子会社における重要な業務執行の決定にあたり、「子会社管理規程」に基づき、当社への報告を行うことなどを通じて、子会社における業務の適正を確保する。
- (3) 子会社におけるコンプライアンス上の問題について、子会社の役員および従業員が当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 子会社のコンプライアンスの推進を効果的に実施するため、当社の社長および子会社等の代表者をメンバーとする「コンプライアンス連絡会」を設置するとともに、当社のコンプライアンス担当部署が子会社のコンプライアンスの推進を支援する。

[監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項]

- (1) 監査役の求めに応じ、監査役職務を補助するための組織として、取締役から独立した「監査役室」を設置し、また、専従スタッフを配置する。
- (2) 監査役室のスタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの人事考課は監査役の意見に基づき行い、また、人事異動等に関しては監査役と協議の上実施する。
- (3) 当該スタッフは、専ら監査役の指揮命令を受け、監査役職務の補助を行う。

[取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- (1) 監査役は、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、常勤監査役は、執行役員会および重要な会議への出席、決裁書その他職務の執行に関する重要書類を閲覧し、また、何時でも必要に応じて取締役および従業員に対して説明や報告を求められることができる。
- (2) 取締役および従業員は、その職務の執行状況やその他監査役の監査に必要な事項の説明や報告を監査役から求められた場合、これに適切に対応する。
- (3) 当社の取締役および従業員ならびに子会社の役員および従業員から当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談されたコンプライアンス上の問題は、内部通報窓口を所管する部署から当社の監査役へ適時・適切に報告する。なお、当該通報・相談をした者に対し、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

- (1) 社長と監査役は、定期的な意見交換の場を持つことなどにより、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査計画に基づく監査役の往査・調査の実施にあたっては、対象部署および子会社は、適切な資料の準備・提供や適切な回答を行うことなどにより、実効性のあるものとなるよう十分な対応を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査部署と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ・取締役会を年11回開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行いました。
- ・社外取締役の選任により、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化いたしました。
- ・「コンプライアンス委員会」を年1回、「コンプライアンス連絡会」を年1回開催するとともに、内部通報制度の窓口として「コンプライアンスホットライン窓口」を総務部および社外の法律事務所に設置し、当社および子会社におけるコンプライアンス違反の防止に取り組みました。
- ・内部統制室が社内全部署を対象とした内部監査を実施し、法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適正性・有効性等の確認を行いました。また、金融商品取引法等の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。
- ・監査役会を年4回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会等の重要な会議への出席や社長との定期的な意見交換などにより、取締役の職務の執行が法令および定款に適合していることの確認を行いました。
- ・監査役は会計監査人および内部統制室と連携し、社内の全部署の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社および子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行いました。

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		
固定資産		95,207
有形固定資産		67,358
製造設備	備	632
供給設備	備	45,541
業務設備	備	17,334
附帯事業設備	備	2,672
建設仮勘定	定	1,177
無形固定資産		3,068
借地権		54
ソフトウェア	ア	2,974
その他無形固定資産		39
投資その他の資産		24,780
投資有価証券	券	9,083
関係会社投資	資	1,771
社内長期貸付	金	132
関係会社長期貸付	金	9,235
出資	金	1,326
長期前払費用	用	133
繰延税金資産	産	2,411
その他投資	資	689
貸倒引当	金	△ 2
流動資産		21,642
現金及び預金	金	9,285
受取手形	金	22
売掛金	金	8,160
関係会社売掛	金	381
未収入金	金	1,817
製品		21
原材料		49
貯蔵品		455
前払費用		627
関係会社短期債	権	82
受注工事勘定	定	662
その他流動資産	産	111
貸倒引当	金	△ 36
資産合計		116,850

(負債の部)		
固定負債		26,807
社債	債	934
長期借入金	金	16,614
退職給付引当金		6,396
ガスホルダー修繕引当金		389
固定資産除却損失引当金		1,590
器具保証引当金		735
その他固定負債		147
流動負債		18,338
1年以内に期限到来の固定負債		1,535
買掛金		6,149
未払金		2,692
未払費用		2,840
未払法人税等		204
前受金		988
預り金		345
関係会社短期債務		898
社内預り金		2,654
その他流動負債		27
負債合計		45,145
(純資産の部)		
株主資本		69,697
資本金	金	2,754
資本剰余金	金	2,754
資本準備金		36
利益剰余金		67,005
利益準備金		688
その他利益剰余金		66,317
固定資産圧縮積立	金	218
別途積立	金	64,380
繰越利益剰余金		1,718
自己株式		△ 99
自己株式		△ 99
評価・換算差額等		2,007
その他有価証券評価差額金		2,007
その他有価証券評価差額金		2,007
純資産合計		71,704
負債・純資産合計		116,850

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

費 用		収 益	
売上原価	32,621	ガス事業売上高	67,187
期首たな卸高	14	ガス売上	66,728
当期製品製造原価	10,087	託送供給収益	110
当期製品仕入高	22,564	事業者間精算収益	348
当期製品自家使用高	23		
期末たな卸高	21		
(売上総利益)	(34,566)	営業雑収益	7,722
供給販売費	28,129	受注工事収益	3,170
一般管理費	4,928	その他営業雑収益	4,552
(事業利益)	(1,508)	附帯事業収益	11,117
営業雑費用	7,088		
受注工事費用	3,107	営業外収益	920
その他営業雑費用	3,980	受取利息	150
附帯事業費用	12,302	受取配当金	279
(営業利益)	(957)	受取賃貸料	365
営業外費用	122	雑収入	126
支払利息	90		
雑支出	31		
(経常利益)	(1,755)		
(税引前当期純利益)	(1,755)		
法人税等	250		
法人税等調整額	224		
当期純利益	1,281		
合計	86,947	合計	86,947

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自 株	己 式	株 資 合	主 本 計	
	資本金	資本剰余金			利 益		剰 余 金									利益剰余金計
		資 準 備	本 金	資 剰 余 合 計	利 準 備	益 金 計	その他利益剰余金									
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 金	繰 利 剰 余 金	越 益 金	剰 余 金 計					
当 期 首 残 高	2,754	36	36	688		224	60,580		4,830		66,323		△98	69,015		
当 期 変 動 額																
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 5			5							
別途積立金の積立							3,800		△ 3,800							
剰余金の配当									△ 599		△ 599			△ 599		
当期純利益									1,281		1,281			1,281		
自己株式の取得													△ 0	△ 0		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)																
当 期 変 動 額 合 計						△ 5	3,800		△ 3,112		682		△ 0	682		
当 期 末 残 高	2,754	36	36	688		218	64,380		1,718		67,005		△ 99	69,697		

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,928	1,928	70,944
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			△ 599
当期純利益			1,281
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	78	78	78
当 期 変 動 額 合 計	78	78	760
当 期 末 残 高	2,007	2,007	71,704

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	104,309	固定負債	26,901
有形固定資産	75,328	社債	934
製造設備	632	長期借入金	16,720
供給設備	47,837	役員退職慰労引当金	42
業務設備	17,722	ガスホルダー修繕引当金	397
その他の設備	7,885	固定資産除却損失引当金	1,590
建設仮勘定	1,250	器具保証引当金	735
無形固定資産	3,045	退職給付に係る負債	5,471
その他無形固定資産	3,045	その他固定負債	1,009
投資その他の資産	25,935	流動負債	19,439
投資有価証券	12,322	1年以内に期限到来の固定負債	1,693
長期貸付金	9,367	支払手形及び買掛金	6,451
繰延税金資産	1,952	未払法人税等	368
その他投資	2,294	その他流動負債	10,925
貸倒引当金	△ 2	負債合計	46,340
流動資産	27,457	(純資産の部)	
現金及び預金	14,739	株主資本	79,934
受取手形及び売掛金	8,703	資本金	2,754
商品及び製品	22	資本剰余金	36
仕掛品	771	利益剰余金	77,415
原材料及び貯蔵品	540	自己株式	△ 271
その他流動資産	2,717	その他の包括利益累計額	2,911
貸倒引当金	△ 38	その他有価証券評価差額金	2,038
資産合計	131,766	退職給付に係る調整累計額	872
		非支配株主持分	2,580
		純資産合計	85,426
		負債・純資産合計	131,766

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

費用		収益	
売上原価	53,500	売上高	89,711
(売上総利益)	(36,211)		
供給販売費	29,102		
一般管理費	5,238		
(営業利益)	(1,870)		
営業外費用	158	営業外収益	899
支払利息	97	受取利息	97
固定資産除却費	19	受取配当金	252
雑支出	41	受取賃貸料	312
		持分法による投資利益	86
		雑収入	149
(経常利益)	(2,610)		
(税金等調整前当期純利益)	(2,610)		
法人税、住民税及び事業税	552		
法人税等調整額	218		
(当期純利益)	(1,839)		
非支配株主に帰属する当期純利益	104		
親会社株主に帰属する当期純利益	1,735		
合計	90,610	合計	90,610

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,754	36	76,278	△250	78,819
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 599		△ 599
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,735		1,735
自己株式の取得				△ 21	△ 21
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計			1,136	△ 21	1,115
当 期 末 残 高	2,754	36	77,415	△ 271	79,934

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,935	98	2,034	2,483	83,337
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 599
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,735
自己株式の取得					△ 21
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	102	774	876	96	973
当 期 変 動 額 合 計	102	774	876	96	2,088
当 期 末 残 高	2,038	872	2,911	2,580	85,426

独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小池 利秀	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	福井 俊之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小池 利秀	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	福井 俊之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京葉瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

京葉瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 小井澤 和 明 ㊞
常勤監査役 丸 山 京 治 ㊞
社外監査役 加賀見 俊 夫 ㊞

(注) 1. 社外監査役 青柳俊一は、2022年2月14日の監査役会（監査報告書作成の監査役会）をコロナ感染予防のため欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印いたしておりません。なお、同監査役からは、事前に監査報告を受けており、その監査の方法と結果は上記の記載と同一であります。

以 上

〈メモ欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

トピックス

株主さまへのご案内

TOPICS

トピックス

長期経営ビジョン2030・中期経営計画2022-2024を策定

当社は、取り巻く環境や時代のニーズに応えるオール京葉ガスの取り組みを皆さまと共有するために、オール京葉ガスの“ありたい姿”や“事業の方向性”を定めた「長期経営ビジョン2030」と、2030年の“ありたい姿”実現に向けた「中期経営計画2022-2024」を策定しました。

1. 長期経営ビジョン2030の概要

(1) 2030年のありたい姿

“つぎの「うれしい！」”をご提供することで、お客さまの“期待を超える”存在となる

(2) 事業の方向性

①地域エネルギー領域

ガス（都市ガス・LPG）・電気事業及び再生可能エネルギーの電源開発に関する領域

②トータルライフサポート領域

様々なサービスを通じて、お客さまの“暮らしのかかりつけ”を担う領域

③エリアマネジメント領域

不動産事業及び地域課題の解決に向けた取り組みを志向する領域

密接に関わり合う3つの事業領域を成長させ、お客さまへ様々な価値を提供

2. 中期経営計画2022-2024の概要

(1) 2024年のありたい姿

さらに多くのお客さまに“新しい価値”を届ける存在となる

(2) 具体的な取り組み

① 低炭素・脱炭素社会への貢献

- ・自事業活動に伴うCO₂排出ゼロを目指すとともに、天然ガスや省エネ設備への転換により、お客さま先でのCO₂排出削減に貢献します
- ・国内外で再生可能エネルギー電源の開発・調達を推進し、脱炭素社会の実現に貢献します
- ・カーボンニュートラルガスの導入および脱炭素・SDGsに資する研究開発を通して、持続可能な社会の実現に貢献します

② 総合生活産業事業者への進化

- ・お客さまの“暮らしのかかりつけ”になれるよう、商品・サービスを拡充してさらに多くのお客さまへ新しい価値をお届けします

③ 安全・安心の取り組みの強化

- ・都市ガスを安定的に供給するための基盤を更に強化します
- ・保安・工事に携わる人財教育・訓練に取り組み、重大事故件数ゼロを継続します
- ・激甚化・多発化する自然災害へのレジリエンスを強化するため、スマートメーターシステムの導入や風水害などへの防災対策を講じます

④ 経営基盤の強化

- ・地域のみなさま（行政、企業、地域住民）とともに更なる地域活性化へ貢献します
- ・商品・サービスに対してお客さまが体験する価値を高めることができるCX、デジタル技術による変革をもたらすDXを推進し、お客さまに新しい価値をお届けします
- ・働きがいの向上、働きやすい環境の充実、健康経営の推進、多様性の尊重などにより、個人および組織の更なる成長を目指します
- ・経営環境の変化や業務効率化を踏まえた組織体制の構築、オール京葉ガスの連携強化などにより、事業体制の最適化、既存事業の強化を推進します

3. 経営目標

		2024年	2030年
ありたい姿		さらに多くのお客さまに “新しい価値”を 届ける存在となる	
		“つぎの「うれしい！」”を ご提供することで、お客さまの “期待を超える”存在となる	
低炭素・脱炭素 社会への貢献^{*1}	事業活動に伴うCO ₂ ^{*2} の削減	50% ^{*3}	排出量ゼロ ^{*3}
	カーボンニュートラルガスの導入	1% ^{*4}	5% ^{*4}
	再生可能エネルギー電源の開発	55地点 ^{*5}	75地点 ^{*5}
	R&Dの推進	脱炭素・SDGsへの貢献	
総合生活産業 事業者への進化^{*1}	お客さまアカウント数 ^{*6} の獲得	136万件 ^{*7}	150万件 ^{*7}
	重大事故ゼロ ^{*9}		
安全・安心の 取り組みの強化^{*8}	保安の高度化		
	スマートメーターの導入	導入開始	導入の推進
	レジリエンスへの投資	100億円 ^{*10}	300億円 ^{*11}
経営基盤の強化^{*1}	DXの推進	新たな価値の提供	
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	個性を活かし合う組織風土の実現による定着率向上 ^{*12}	
連結経常利益（2022-2024累計）		180億円以上	

※1：オール京葉ガスでの取り組み ※2：京葉ガス事業所のガス・電気のエネルギー使用、社用車の走行により排出するCO₂ ※3：2020年比（クレジット活用含む） ※4：販売量に占める割合 ※5：当該年までの累計地点数 ※6：お客さまアカウント数は、ガス（都市ガス・LPG）・電気・その他サービスにおける契約数（継続的に提供するサービス） ※7：当該年までの累計件数 ※8：京葉ガスの都市ガス事業 ※9：重大事故：当社設備の故障などに起因する人身事故・大規模供給停止、当社が原因となるガスに起因する爆発事故、お客さま先でのガス機器使用に伴う死亡事故 ※10：2022-2024年の累計投資額 ※11：2022-2030年の累計投資額 ※12：2020年比

KeiyoGAS Community Terraceがグランドオープン

当社は、市川ショールーム（市川市南八幡3-14-1）をリニューアルし、2021年10月4日に「KeiyoGAS Community Terrace」をグランドオープンいたしました。

これまでのガス機器を中心とした展示スペースから、アトリエやリビングを始めとした多様なコミュニティスペースへと生まれ変わりました。

KeiyoGAS Community Terrace（てらす）は、「こどもと、おとなと、まちを照らす。」をコンセプトに、様々な人たちが集い広く交流が図れるコミュニティの場を創造してまいります。



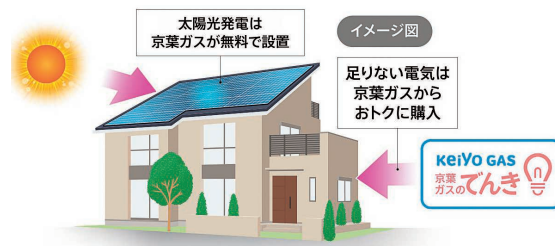
家庭用・太陽光発電設備定額利用サービス「そらサポ」の提供開始 ～初期費用0円で、太陽光発電設備がある暮らしを提供いたします～

当社は、2022年1月5日から、当社のガス供給エリア内の戸建住宅にお住まいのお客さまを対象に、太陽光発電設備に関する新たなサービス「そらサポ」の提供を開始いたしました。

「そらサポ」は、太陽光発電設備が発電した電気を、毎月の定額料金をお支払いいただくことで、初期費用0円*でご使用いただけるサービスです。

当社は、脱炭素化社会の実現に向けて、環境性の高いエネルギーの普及拡大に努めるとともに、より快適な生活と豊かな社会の実現に向けて取り組んでまいります。

*現地調査の結果によっては、別途安全対策費用をいただく場合があります。



京葉ガスのでんき お客さま契約件数10万件到達

当社は、2021年6月に、中期経営計画2019-2021における経営目標の一つである「京葉ガスのでんき」のお客さま契約件数10万件を達成することができました。

当社は、お客さまへの感謝の気持ちを込めて、2021年10月1日～12月20日の期間、「京葉ガスのでんき10万件ありがとうキャンペーン」を実施いたしました。

日本政策投資銀行「DBJ BCM格付」において 都市ガス事業者初・5回連続の最高ランクを取得

当社は、防災や事業継続への取り組みを評価する株式会社日本政策投資銀行（DBJ/本店：東京都千代田区、代表取締役社長：渡辺一）の格付け融資制度「DBJ BCM格付」において、2015年、2016年、2018年、2019年に続き、5回連続の最高ランク評価を取得しました。



当社初のグリーンボンドを発行

当社は、2021年12月に、再生可能エネルギー事業への出資に充当するため、資金調達の使途を環境改善効果のある事業に限定した社債であるグリーンボンドによる資金調達を行いました。当社は、幅広い再生可能エネルギー電源の開発・調達を推進し、低炭素・脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

*グリーンボンドについて

気候変動・水・生物多様性対策など、環境に好影響を及ぼす事業活動に資金使途を限定した債券です。これは、企業や地方自治体等が発行する債券であって、①調達資金の使途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③発行後のレポートングを通じ透明性が確保された債券のことです。

東京証券取引所の新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を提出

当社は、2022年4月に予定される株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、2021年12月に「スタンダード市場」を選択する申請書を提出し、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を併せて提出いたしました。当社は、流通株式比率に関して上場維持基準を充たすため、政策保有株式として保有される当社株式の縮小などの各種取り組みを進めてまいります。



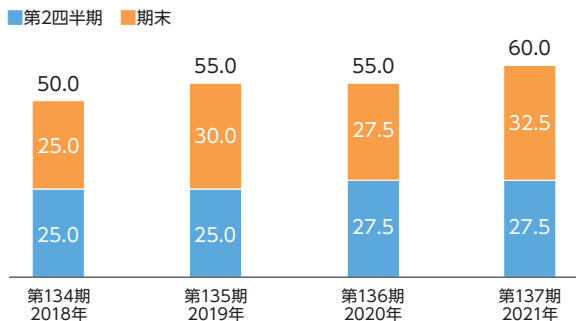
株主さまへのご案内

株式事務のご案内

決算日	12月31日
定時株主総会	3月
配当金受領 株主確定日	12月31日および中間配当金の支払いを行うときは6月30日
基準日	定時株主総会基準日 12月31日 その他必要があるときはあらかじめ公告した日
公告方法	電子公告により行い当社ウェブサイトに掲載 (https://www.keiyogas.co.jp/) ※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行い。
上場金融商品取引所	東京証券取引所（市場第二部）
株主名簿管理人 特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
郵送物送付先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

配当金

(単位：円)



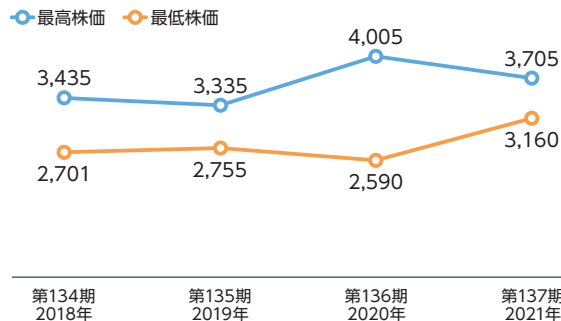
(注1) 2019年12月期期末配当の内訳
1株につき普通配当25円ならびに記念配当5円

(注2) 2021年12月期期末配当の内訳(予定)
1株につき普通配当27円50銭ならびに記念配当5円

当社は、2018年7月1日付で当社普通株式について5株を1株とする株式併合を実施しております。株式併合実施前の配当金および株価につきましては、株式併合実施後の値に調整しております。

株価(事業年度別最高・最低株価)

(単位：円)



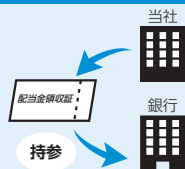
(注) 株価は東京証券取引所(市場第二部)の市場相場による。

配当金のお受け取り方法のご案内

配当金のお受け取りには、以下の3つの方法があります。

現在、①の方法をご利用の株主さまには、お受け取り忘れがなく確実・安全・簡単な、②または③の方法への変更をおすすめします。変更のお手続きに関しましては、以下「株主さまのお手続きに関するお問合せ先」に記載の証券会社等に直接お問合せください。

① 配当金領収証方式



当社が郵送する「配当金領収証」を持参し、取扱銀行で受け取る方法

② 個別銘柄指定方式または登録配当金受領口座方式



ご指定の金融機関口座で受け取る方法

③ 株式数比例配分方式



各証券会社等の保有株式に応じて、各社で開設された口座で受け取る方法

※配当金を取扱銀行でお受け取りの場合は「配当金領収証」に記載の取扱期間内にお受け取りください。

万が一、取扱期間を経過した場合または領収証を紛失された場合は、「みずほ信託銀行株式会社 証券代行部」にお問合せください。

※登録配当金受領口座方式の場合、従来はゆうちょ銀行口座を指定できませんでしたが、2022年4月1日から可能になります。

株主さまのお手続きに関するお問合せ先

【株式を証券会社等の口座にお預けの場合】

各種お手続きは、お取引の証券会社等にお問合せください。

【株式が特別口座で管理されている場合】

特別口座で管理されている株式に関する各種お手続きは、当社株式特別口座管理機関のみずほ信託銀行株式会社にお問合せください。

（お問合せ先）

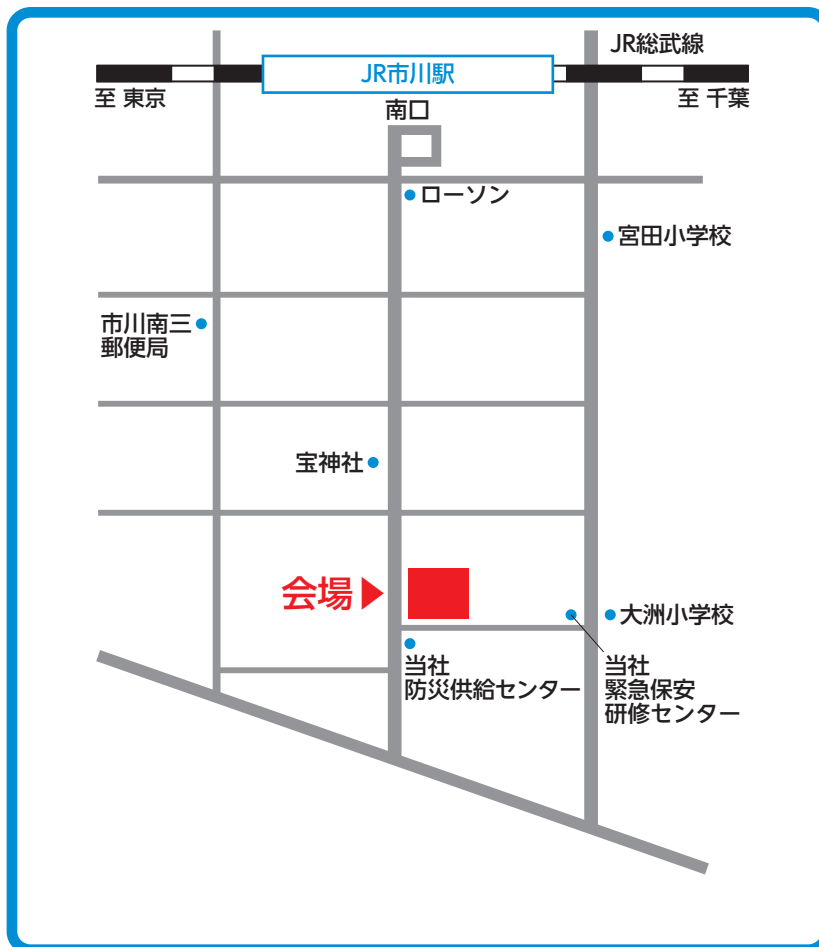
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 0120-288-324（フリーダイヤル）

株主総会会場ご案内図

会場

千葉県市川市市川南二丁目8番8号

当会社 本店 電話：047 (325) 4111



■ 交通のご案内：JR総武線 市川駅南口より徒歩約6分

